4　専門家パネルは、三人の専門家から成る。専門家は、次の(a)から(e)までの規定に従って選定される。

(a)　専門家は、この章の規定が取り扱う問題に関する適切な技術的又は法的知見を有するものとする。専門家は、いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けないものとする。専門家は、個人の資格で職務を遂行するものとし、いかなる組織又は政府からも指示を受けてはならず、また、いかなる資格においても問題となっている事項に関与したことがあってはならない。

(b)　各締約国は、専門家パネルの招集の要請の受領の日の後四十五日以内に、一人の専門家を任命し（自国民を任命することができる。）、及び専門家パネルの長としての職務を遂行する候補者を三人まで推薦する。専門家パネルの長は、いずれの締約国の国民であってもならない。両締約国は、当該四十五日の期間が満了した後十五日以内に、推薦された候補者の中から専門家パネルの長について合意し、及び任命する。

(c)　締約国が(b)の規定に従って専門家を任命しなかった場合又は両締約国が(b)の規定に従って専門家パネルの長について合意せず、及び任命しなかった場合には、いまだ任命されていない専門家又は専門家パネルの長は、(b)に規定する十五日の期間が満了した後十五日以内に、(d)の規定に従って推薦された候補者の中からくじ引で選定される。

(d)　専門委員会は、この協定の効力発生の日から二年以内に、この条の規定に従って専門家としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも十人の個人であって(a)に定める要件を満たすものの名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及び専門家パネルの長の職を務める個人であっていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各締約国は、自国の小名簿について専門家としての職務を遂行する少なくとも三人の個人を選定する。両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、専門家パネルの長の小名簿について四人の個人を共同で選定する。専門委員会は、専門家の名簿上の個人の人数がこの(d)の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

(e)　専門家パネルの設置の日は、専門家パネルの長が任命された日とする。

5　専門家パネルは、両締約国に対し、中間報告書及び最終報告書（事実認定、関連する条の規定の解釈又は適用可能性並びに認定及び提案の基本的な理由を示したもの）を送付する。両締約国は、中間報告書（専門家パネルの設置の日の後九十日以内に送付される。）を受領した日の後四十五日以内に、当該中間報告書についての書面による意見を提出することができる。専門家パネルは、書面による意見を検討した後、中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。最終報告書は、専門家パネルの長が両締約国に対しその期限を遵守することができないことを書面により通報する場合を除くほか、当該専門家パネルの設置の日の後百八十日以内に送付される。最終報告書は、専門家パネルの長がその期限を遵守することができないことを通報した場合には、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該専門家パネルの設置の日の後二百日以内に送付される。最終報告書については、公に入手可能なものとする。両締約国は、秘密の情報の保護を確保する。

6　両締約国は、専門家パネルの最終報告書及びその提案を考慮しつつ、問題となっている事項を解決するための行動又は措置を討議する。一方の締約国は、最終報告書が送付された日の後三箇月以内に、他方の締約国及び自国の一又は二以上の国内の諮問機関に対して事後の行動又は措置を通報する。専門委員会は、事後の行動又は措置を監視する。一又は二以上の国内の諮問機関及び共同対話は、専門委員会に対し事後の行動又は措置に関する自己の見解を提出することができる。

第十七章　透明性

第十七・一条　定義

この章の規定の適用上、「一般に適用される措置」とは、この協定の対象となる事項に関する一般に適用されるあらゆる法令、規則、行政上若しくは司法上の決定又は行政上若しくは司法上の手続をいう。

第十七・二条　透明性のある規制上の環境

各締約国は、自国の規制上の環境が両締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼし得ることを認識しつつ、透明性のある規制上の環境であって、経済活動に従事する者（特に中小企業）等にとって効果的かつ予見可能なものを提供する。

第十七・三条　公表

各締約国は、一般に適用される措置を導入し、又は変更する場合には、次のことを行う。

(a)　目的及び必要性に関する説明とともに、当該一般に適用される措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとし、及び実行可能な場合には英語によるウェブサイト等の電子的手段により速やかに公表し、又は公に入手可能なものとすること。

(b)　十分に正当と認められる場合を除くほか、当該一般に適用される措置が公表され、又は公に入手可能なものとされる時と当該一般に適用される措置が効力を生ずる時との間に適当な期間を認めるよう努めること。

第十七・四条　照会

1　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の一般に適用される措置に関し、合理的な期間内に他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

2　各締約国は、自国の一般に適用される措置について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に入手可能なものとする。

3　各締約国は、自国の一般に適用される措置について、ある者からの照会に回答するための適当な仕組みを設け、又は維持する。

4　両締約国は、各締約国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、3に規定する照会に対して提供される回答が最終的な又は法的拘束力を有するものでなく、単に情報としてのものであり得ることを認識する。

第十七・五条　一般に適用される措置の実施

1　各締約国は、自国の全ての一般に適用される措置を一貫性があり、客観的であり、公平であり、及び合理的である態様で実施する。

2　一方の締約国は、特定の場合における他方の締約国の特定の者、産品又はサービスに対する行政上の手続において一般に適用される措置を適用する場合には、自国の法令に従い、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける者に対して次の通知及び機会を与える。

(a)　当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適当な通知（法的根拠並びに当該行政上の手続の性質、事実及び問題となっている事項の記載を含む。）

(b)　当該直接に影響を受ける者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会（緊急の理由がある場合を除くほか、最終的な行政上の決定を行う前に与えられるものに限る。）

第十七・六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関し、行政上の行為又は自国の法令に定める不作為の速やかな審査又は上訴及び正当な理由がある場合には当該行政上の行為又は当該不作為の是正のため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所を設置し、若しくは維持し、又は司法上、仲裁上若しくは行政上の手続を定め、若しくは維持する。これらの裁判所又は手続は、公平であり、かつ、当該行政上の行為の執行について責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、当該事項に関する裁判又は手続の結果について実質的な利害関係を有してはならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所における当事者又は1に規定する手続に関与する当事者に対して次のことに関する権利が与えられることを確保する。

(a)　当該当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び記録された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令に定める更なる審査又は上訴に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為について、2(b)に規定する決定が関連する機関又は当局によって実施されることを確保する。